

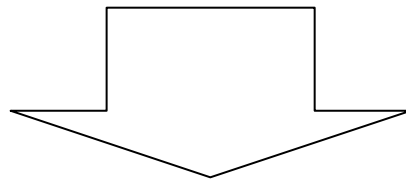
《農地の相続等の届出のお願い》

農地を相続したときは…

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



地元の農業委員会に



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

大治町農業委員会事務局
電話(444)2711

農地の相続等の届出制度の創設

改正のポイント

- 農地を相続等により取得した場合には、農業委員会にその旨の届出をしてもらうこととなります。(農地法第3条の3)

改正のねらい

- この届出制度は、届出のあった農地についてその権利取得者が利用できない場合に、農業委員会が貸借のあっせん等を行うためのものです。

制度の仕組み

届出を要する者

- 農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した者
- ・ 相続、遺産分割
 - ・ 時効取得
 - ・ 法人の合併、分割等

届出

農業委員会

農地の適正かつ効率的な利用が図られるかどうかをチェック

相続農地等の利用のあっせん

農地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあるときは、届出をした者に対し、農地のあっせん等を行う